

診療報酬における後発品としての加算対象・対象外品目のご案内

謹啓 時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
 平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
 さて、このたび、2021年3月5日付厚生労働省告示第62号により、同年4月1日より新たに
 診療報酬における後発品としての加算対象から外れる品目、及び加算対象となる品目がありますので
 ご案内申し上げます。
 今後とも倍旧のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 診療報酬における後発品としての加算対象から加算対象外となる品目

販売名	包装	商品コード	統一商品コード	備考
フルコナゾール静注 200mg「NP」	100mL×5袋	11691	190-11691-8	後発医薬品 ^{※1}

※1 後発医薬品として承認された医薬品であっても、先発医薬品と薬価が同額又は高いものについては、診療報酬における加算等の算定対象とならない後発医薬品と分類されます。

2. 診療報酬における後発品としての加算対象外から加算対象となる品目

販売名	包装	商品コード	統一商品コード	備考
セフメタゾール Na 静注用 0.5g「NP」	0.5g×10V	03951	190-03951-4	後発医薬品 ^{※2}

※2 従来までは先発品と薬価が同額又は高かったため、加算等の算定対象となる後発医薬品から除外されていましたが、このたびの告示では先発品より低い薬価となりましたので、加算等の算定対象となる後発医薬品となりました。

以上